

# 総務省衛星移動通信課 監修 「船舶局等申請の手引」 の販売について

一般社団法人全国船舶無線協会 事務局

全工協では、20 数年ぶりに「船舶局等申請の手引」第7版を発行しました。

本書は、船舶局の免許申請等に必要な各種基準や手続き等について、法令等の関係規定を整理して体系的かつ平易に解説しております。

また、船舶の用途別の記載例をふんだんに掲載するとともに総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課の監修も受けておりますので、船舶無線工事等に携わる方々にとって必須の冊子をご提供します。是非、この機会にお求めください。



「船舶局等申請の手引」A4 全 341 ページ

定価 8,000 円 + 消費税 + 送料

「船舶局等申請の手引」「登録検査等実施マニュアル」の販売は本部事務局で一括して取り扱うこととしておりますので、ご注文・ご送金は本部事務局へお願いします。

ご注文の際は、下記注文書に必要事項ご記入の上、切取本部事務局へ FAX 願います。  
なお、不明な点は、以下へ電話かメールでお問い合わせください。

Tel : 03-3915-0183      FAX : 03-3915-6360      e-mail : info\_2@zkk.or.jp

取引銀行：三菱東京 UFJ 銀行 駒込支店 普通預金 1026749

----- 切 取 -----

## 「船舶局等申請の手引」「登録検査等実施マニュアル」注文書

一般社団法人全国船舶無線協会 本部事務局殿

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

区 別

会 員

非会員

下記の書籍を注文します。

船舶局等申請の手引 冊

登録検査等実施マニュアル 冊

送付先 注文者と同じ

下記に記載（注文者と相違するとき）

・郵便番号

・住 所

・氏 名

・電話番号

請求先 注文者と同じ

下記に記載（注文者と相違するとき）

・郵便番号

・住 所

・氏 名

・電話番号

## 推薦のことば

ワイヤレスブロードバンドの進展等に伴い、電波利用が国民生活の利便性向上や安心・安全確保のために果たしている役割は極めて大きく、特に、国土が海に囲まれた我が国にとって、船舶で使用される海上無線通信は、人命・財産の保全はもちろんのこと、漁業や海運等の業務の効率化にも必要不可欠です。

船舶の航行の安全確保を目的とする海上無線通信は、モールス電信を中心とした海上遭難安全制度から、1999年2月、衛星通信システムやデジタル選択呼出システム等の通信技術を利用した全世界的な海上遭難安全制度（GMDSS）に完全移行され、船舶がどのような海域で遭難しても、陸上の捜索救助機関において遭難警報等が確実に受信されることが可能となりました。

一方で、GMDSS おける船舶相互間の通信については、国際航海に従事する船舶や大型の船舶について国際 VHF の機器の備え付けが義務付けられていますが、小型船舶（総トン数 100 トン未満）はその備え付けが任意となっています。

平成 20 年に発生した、千葉県房総半島野島崎沖で発生し護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」との衝突海難事故を契機に、総務省では、船舶の規模・用途にかかわらず、すべての船舶で共通に利用できる船舶共通通信システム（国際 VHF）や簡易型 AIS を導入するため制度整備を行ったところです。

今後、船舶の航行の安全確保の観点から、船舶共通通信システム（国際 VHF）や簡易型 AIS を小型漁船やプレジャーボート等小型船舶に普及させていくことが重要と考えます。

日頃より、小型漁船やプレジャーボート等の船主の方と接する機会が多く、また、工事技術や電波法令に精通した一般社団法人全国船舶無線協会の会員の皆様の更なる協力が期待されます。

本書は、船舶局の免許申請等に必要な各種基準及び手続き等について、法令等の関係規定を整理して体系的かつ平易に解説されたものでありますので、船舶無線工事に携わる会員の方々にとって必携の冊子と考え、ここに推薦します。

平成 25 年 10 月

総務省 総合通信基盤局 電波部

衛星移動通信課長 新井孝雄

# 目次

## 第1章 総説

1.1 船舶局の意義	1-1
1.2 船舶局の無線設備	1-2
1.2.1 範囲	1-2
1.2.2 構成	1-2
1.2.3 電波の質	1-2
1.2.3.1 周波数の許容偏差	1-2
1.2.3.2 占有周波数帯幅の許容偏差	1-3
1.2.3.3 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値	1-3
1.2.4 電波の型式の表示方法	1-3
1.2.5 周波数の表示方法	1-4
1.2.6 送信装置の具備すべき電波等	1-5
1.2.7 計器の備付け	1-6
1.2.8 予備品の備付け	1-7
1.3 義務船舶局の要件	1-8
1.3.1 GMDSS（海上における捜索救助システム）の概要	1-8
1.3.2 GMDSSの無線設備の要件	1-8
1.3.3 義務船舶局の意義・範囲	1-8
1.3.4 施設強制の適用除外	1-9
1.3.5 義務船舶局の無線設備の機器	1-9
1.3.6 義務船舶局等の無線設備の設置場所	1-16
1.3.7 義務船舶局等の無線設備についてとるべき措置	1-16
1.4 船舶局の無線設備の操作	1-16
1.4.1 資格制度の基本	1-16
1.4.2 特別の無線設備の操作	1-16
1.4.3 資格主義の例外	1-17
1.4.4 無線従事者の操作又は監督の範囲	1-18
1.4.5 主任無線従事者制度	1-18
1.4.6 船舶局無線従事者証明	1-18
1.4.6.1 船舶局無線従事者証明を要する義務船舶局等の無線設備	1-18
1.4.6.2 船舶局無線従事者証明を要しない場合	1-19
1.4.7 遭難通信責任者及び無線従事者の配置	1-19
1.4.7.1 遭難通信責任者の配置	1-19
1.4.7.2 無線従事者の配置	1-19
1.4.8 無線従事者選解任届	1-20

1.5	検査	1-20
1.5.1	検査の意義	1-20
1.5.2	検査の種別	1-20
1.5.3	登録検査等事業者制度	1-21
1.5.3.1	登録検査等事業者制度導入までの経緯	1-21
1.5.3.2	登録検査等事業者制度の概要	1-22
1.5.3.3	登録検査等事業者制度による定期検査を実施できない無線局	1-22
1.5.3.4	検査等事業者の登録	1-23
1.5.3.5	登録の更新	1-24
1.5.4	国が実施する検査	1-24
1.5.4.1	検査地及び検査期日	1-24
1.5.4.2	検査職員	1-24
1.5.5	予備免許中の電波の発射等	1-24
1.5.6	検査の方法	1-25

## 第2章 船舶局等の免許

2.1	免許制度	2-1
2.2	欠格事由	2-1
2.2.1	外国性の排除	2-1
2.2.2	反社会性の排除	2-1
2.3	電気通信事業を行う船舶局の開設	2-2
2.4	無線局免許の有効期間	2-2
2.4.1	有効期間の年数	2-2
2.4.2	義務船舶局等の免許の有効期間	2-2
2.4.3	申請による免許の有効期間の例外	2-2
2.5	無線局免許に関する手続	2-3
2.5.1	一般的な免許手続	2-3
2.5.2	簡易な免許手続	2-3
2.5.2.1	全工協の行う船舶局等適合証明制度の廃止	2-3
2.5.2.2	簡易な免許手続の概要	2-3
2.5.2.3	申請書の簡略等	2-3
2.5.2.4	予備免許から工事落成後の検査までの手続きを省略する無線局	2-4
2.5.2.5	外国において取得した船舶局等の無線局の免許の特例	2-4

## 第3章 免許の申請

3.1	申請の手続	3-1
3.1.1	免許の単位	3-1
3.1.2	申請書類の構成	3-1

3.1.3	申請書類の提出部数	3-1
3.1.4	提出書類の写しの証明	3-2
3.1.5	申請書類の提出先	3-2
3.1.6	申請の依頼	3-3
3.2	免許申請書	3-3
3.3	無線局事項書	3-3
3.4	工事設計書	3-4
3.4.1	工事設計書の記載の省略	3-4
3.4.2	工事設計書の記載の簡略	3-5
3.5	申請手続きの簡略等	3-5

## 第4章 申請書類の提出から免許付与までの手続

4.1	申請書の受理	4-1
4.1.1	受理	4-1
4.1.2	受理の条件	4-1
4.1.3	不適法な申請書等	4-1
4.2	審査	4-2
4.3	予備免許	4-2
4.3.1	予備免許の付与	4-2
4.3.2	指定事項	4-3
4.4	予備免許後の変更	4-3
4.4.1	変更が認められる事項等	4-3
4.4.2	工事落成期限の延長	4-3
4.4.3	工事設計の変更	4-3
4.4.3.1	要許可事項と届出事項	4-3
4.4.3.2	工事設計の変更手続	4-8
4.4.4	無線局の目的、通信の相手方又は通信事項の変更	4-8
4.4.5	指定事項の変更	4-9
4.4.6	予備免許の承継	4-9
4.5	免許	4-9
4.5.1	落成後の検査	4-9
4.5.1.1	登録検査事業者の点検結果による検査の一部省略	4-9
4.5.1.2	工事落成届の提出期限	4-9
4.5.2	免許の付与	4-10
4.5.3	免許状の交付	4-10
4.5.4	選解任届	4-10
4.6	免許の特例	4-11
4.6.1	船舶局の免許の特例	4-11

4.6.2	特例による免許手続	4-11
4.6.3	外国の主管庁による証明書の発給	4-11
4.7	免許の拒否等	4-12
4.7.1	免許の拒否	4-12
4.7.2	その他の申請の拒否	4-12
4.7.3	申請の取下げ	4-12

## 第5章 免許後の手続

5.1	免許後の変更	5-1
5.1.1	変更が認められる事項等	5-1
5.1.2	無線局の目的、通信の相手方又は通信事項の変更	5-1
5.1.2.1	無線局の目的変更の見直し	5-1
5.1.2.2	無線局の目的、通信の相手方又は通信事項の変更の手続き	5-1
5.1.3	無線設備の変更	5-1
5.1.3.1	無線設備の変更	5-1
5.1.3.2	変更検査	5-2
5.1.3.3	事情変更による許可の取消	5-2
5.1.4	指定事項の変更	5-2
5.1.5	免許の承継	5-3
5.1.5.1	相続による免許の承継	5-3
5.1.5.2	運行者の変更による免許の承継	5-3
5.1.5.3	免許の地位の届出	5-4
5.1.6	船舶関係事項の変更	5-4
5.1.7	船名変更の届出	5-4
5.2	免許状の訂正	5-5
5.3	免許状の再交付	5-5
5.4	無線局の廃止等	5-5
5.4.1	廃止	5-5
5.4.2	その他の免許消滅事由	5-5
5.4.3	免許消滅後の手続	5-6

## 第6章 手数料、電波利用料及び罰則

6.1	手数料	6-1
6.1.1	手数料の徴収	6-1
6.1.2	手数料の額	6-2
6.1.2.1	無線局の免許手数料	6-2
6.1.2.2	落成後の検査手数料	6-4
6.1.2.3	変更検査手数料	6-6

6.1.2.4	定期検査手数料	6-9
6.1.2.5	型式検定手数料	6-11
6.1.2.6	免許状の再交付申請手数料	6-12
6.1.2.7	測定器の較正関係の手数料	6-12
6.1.2.8	検査等事業者の登録の更新を申請する手数料	6-13
6.1.3	手数料の納付方法	6-13
6.1.4	免許状等の送付に要する費用	6-13
6.1.5	手数料の還付	6-13
6.2	電波利用料	6-14
6.2.1	電波利用料制度の意義	6-14
6.2.2	電波利用料の徴収対象	6-14
6.2.3	電波利用料の額	6-14
6.2.4	納付の方法	6-14
6.3	罰則	6-15

## 第7章 書面申請書の作成

7.1	無線局免許（再免許）申請書の作成	7-1
7.1.1	無線局免許（再免許）申請書の様式	7-1
7.1.2	無線局免許（再免許）申請書の記載要領	7-1
7.1.3	無線局免許（再免許）申請書の記載例	7-3
7.1.3.1	特定船舶局免許申請書の記載例	7-3
7.1.3.2	船舶局漁船再免許申請書の記載例	7-4
7.1.3.3	特定船舶局再免許申請書の記載例	7-5
7.2	無線局変更申請（届）書の作成	7-6
7.2.1	無線局変更申請（届）書の様式	7-6
7.2.2	無線局変更申請（届）書の記載要領	7-7
7.3	特定船舶局等（MSS、R0、DS）の申請書類の作成	7-8
7.3.1	特定船舶局等（MSS、R0、DS）の無線局事項書及び工事設計書の様式	7-8
7.3.2	特定船舶局等（MSS、R0、DS）の無線局事項書及び工事設計書の記載要領	7-9
7.3.3	特定船舶局（MSS）漁船の申請書類の記載例	7-16
7.3.3.1	免許申請の無線局事項書及び工事設計書	7-16
7.3.3.2	再免許の無線局事項書及び工事設計書	7-17
7.3.3.5	変更申請の無線局事項書及び工事設計書	7-18
7.3.4	特定船舶局（MSS）国際VHFの申請書類の記載例	7-19
7.3.5	無線航行移動局（R0）の申請書類の記載例	7-20
7.3.5.1	免許申請の無線局事項書及び工事設計書	7-20
7.3.5.2	再免許申請の無線局事項書及び工事設計書	7-21
7.3.5.3	変更申請の無線局事項書及び工事設計書	7-22



7.4	船舶局（MS）の申請書類の作成	7-23
7.4.1	無線局事項書の様式	7-23
7.4.2	無線局事項書の記載要領	7-25
7.4.3	工事設計書の様式	7-32
7.4.4	工事設計書の記載要領	7-34
7.4.5	船舶局（MS）外航商船の申請書類の記載例	7-39
7.4.5.1	免許申請の無線局事項書	7-39
7.4.5.2	免許申請の工事設計書	7-41
7.4.5.3	免許申請のその他の添付書類（スプリアス別紙）	7-43
7.4.5.4	免許申請のその他の添付図面（無線設備系統図）	7-44
7.4.5.5	免許申請のその他の添付図面（機器配置図）	7-44
7.4.5.6	免許申請のその他の添付図面（電源系統図）	7-46
7.4.5.7	免許申請のその他の添付図面（インマルサットC）	7-47
7.4.5.8	免許申請のその他の添付書類（容量計算書）	7-48
7.4.5.9	免許申請のその他の添付書類（船舶検査申請書サンプル）	7-48
7.4.5.10	免許申請のその他の添付図面（船舶番号等内定申請書）	7-49
7.4.5.11	免許申請のその他の添付図面（国際無線通信取扱所設置申込書）	7-50
7.4.5.12	変更申請の無線局事項書	7-51
7.4.5.13	変更申請の工事設計書	7-53
7.4.6	船舶局（MS）内航商船（義務船舶局）の申請書類の記載例	7-54
7.4.6.1	免許申請の無線局事項書	7-54
7.4.6.2	免許申請の工事設計書	7-56
7.4.6.3	免許申請その他の添付書類（無線設備系統図）	7-58
7.4.6.4	免許申請その他の添付書類（機器配置図）	7-58
7.4.6.5	免許申請その他の添付書類（電源系統図）	7-60
7.4.6.6	免許申請その他の添付書類（容量計算書）	7-61
7.4.6.7	免許申請その他の添付書類（船舶検査申請書）	7-61
7.4.6.8	免許申請その他の添付書類（船舶番号等内定申請書）	7-62
7.4.6.9	免許申請その他の添付書類（N-STAR 設置証明書）	7-63
7.4.6.10	変更申請書の無線局事項書	7-64
7.4.6.11	変更申請の工事設計書	7-66
7.4.7	船舶局（MS）内航商船（非義務船舶局）の申請書類の記載例	7-67
7.4.7.1	免許申請の無線局事項書	7-67
7.4.7.2	免許申請の工事設計書	7-69
7.4.7.3	免許申請その他の添付書類（無線設備系統図）	7-71
7.4.7.4	免許申請その他の添付書類（機器配置図）	7-71
7.4.7.5	免許申請その他の添付書類（電源系統図）	7-73
7.4.7.6	免許申請その他の添付書類（船舶検査申請書）	7-74
7.4.7.7	免許申請その他の添付書類（船舶番号等内定申請書）	7-75

7.4.7.8	免許申請その他の添付書類 (N-STAR 設置証明書)	7-76
7.4.7.9	再免許申請の無線局事項書	7-77
7.4.8	船舶局 (MS) 漁船の申請書類の記載例	7-79
7.4.8.1	免許申請の無線局事項書	7-79
7.4.8.2	免許申請の工事設計書	7-81
7.4.8.3	免許申請その他の添付書類 (無線設備系統図)	7-84
7.4.8.4	免許申請その他の添付書類 (機器配置図)	7-84
7.4.8.5	免許申請その他の添付書類 (電源系統図)	7-85
7.4.8.6	免許申請その他の添付書類 (加入証明書)	7-86
7.4.8.7	再免許の無線局事項書	7-87
7.4.8.8	変更申請の無線局事項書	7-89
7.4.8.9	変更申請の工事設計書	7-91
7.4.9	船舶局 (MS) 遠洋マグロ船の申請書類の記載例 (変更届出)	7-92
7.4.9.1	変更申請の無線局事項書	7-92
7.4.9.2	変更申請の工事設計書	7-94
7.5	海岸局 (FC) の申請書類の作成	7-98
7.5.1	無線局事項書の様式	7-98
7.5.2	無線局事項書の記載要領	7-99
7.5.3	工事設計書の様式	7-106
7.5.4	工事設計書の記載要領	7-107
7.5.5	海岸局 (FC) 27MHz 漁業用の申請書類の記載例	7-113
7.5.5.1	免許申請の無線局事項書	7-113
7.5.5.2	免許申請の工事設計書	7-114
7.5.5.3	免許申請のその他の添付書類 (設備、電源系統図)	7-115
7.5.5.4	再免許申請の無線局事項書	7-116
7.5.5.5	変更申請の無線局事項書	7-117
7.5.5.6	変更申請の工事設計書	7-118
7.6	無線標定移動局 (MR) の申請書類の作成	7-119
7.6.1	無線局事項書の様式	7-119
7.6.2	無線局事項書の記載要領	7-120
7.6.3	工事設計書の様式	7-127
7.6.4	工事設計書の記載要領	7-128
7.6.5	無線標定移動局 (MR) の免許書類の記載例	7-132
7.6.5.1	免許申請の無線局事項書	7-132
7.6.5.2	免許申請の工事設計書	7-133
7.6.5.3	再免許申請の無線局事項書	7-134
7.6.5.4	再免許申請の工事設計書	7-135
7.6.5.5	変更申請の無線局事項書	7-136
7.6.5.6	変更申請の工事設計書	7-137

## 第 8 章 電子申請書の作成

8.1	電子申請とは	8-1
8.2	電子申請の特徴	8-1
8.3	免許人等が電子申請を直接利用する場合	8-1
8.3.1	電子証明書の準備	8-1
8.3.2	電子申請・届出のために必要なこと	8-2
8.3.2.1	動作環境の確認	8-2
8.3.2.2	Web プラザの設定	8-3
8.3.2.3	安全な通信を行うための設定	8-3
8.3.2.4	環境設定プログラムの導入	8-4
8.3.3	新規ユーザ登録	8-6
8.3.4	無線局インターネット申請アプリケーションのインストール	8-12
8.3.4.1	無線局インターネット申請（アマチュア局、パーソナル無線、 特定無線局以外の局種）アプリケーションのダウンロード	8-12
8.3.5	申請・届出の手順	8-13
8.3.5.1	申請・届出事項の作成（免申、変更、再免、予備免許中の変更、廃止）	8-13
8.3.5.2	申請事項の入力、添付書類	8-14
8.3.5.3	申請手数料（免許申請）	8-14
8.3.5.4	申請届出事項（変更申請等）	8-14
8.3.5.5	申請・届出内容の確認	8-15
8.3.5.6	署名・送信	8-15
8.3.5.7	審査履歴照会	8-16
8.3.5.8	納付情報照会	8-17
8.3.5.9	通知書照会	8-19
8.3.6	補正後提出	8-20
8.3.6.1	補正対象申請・届出ファイルの読み込み	8-20
8.3.6.2	XML ファイルの訂正と保存	8-20
8.3.6.3	補正後の提出	8-21
8.3.7	追加別送	8-22
8.3.8	相続等による免許人の地位の承継の届出	8-23
8.4	全工協電子申請システムを利用する場合	8-24
8.4.1	全工協電子申請・届出システムの概要	8-24
8.4.2	電子申請用入力シート（Excel）の入手方法	8-26
8.4.3	電子申請用入力シート（Excel）の記載方法（Ver3.9）	8-26

## 第 9 章 関連資料

9.1	無線局免許申請書等に記載する目的コード・通信事項コードの変更	9-1
-----	--------------------------------	-----

9.1.1	資料1（新目的区分・新通信事項区分）	9-1
9.1.2	資料2（目的の読替え・通信事項の読替え）	9-5
9.1.3	目的コード・通信コードの改正に係るQ & A	9-15
9.2	申請書に用いるコード（平成16年総務省告示第860号）	9-16
9.2.1	無線局の目的コード	9-16
9.2.2	通信事項コード	9-18
9.2.3	平成16年総務省告示第860号の附則	9-24
9.3	申請書に用いるコード（無線局の目的及び通信事項コードを除く） （総務省告示第859号）	9-28
9.3.1	別表第1号 無線局の種別コード	9-29
9.3.2	別表第5号 船舶の用途コード	9-29
9.3.3	別表第6号 旅客定員コード	9-29
9.3.4	別表第7号 長さコード	9-29
9.3.5	別表第8号 航行する海域コード	9-29
9.3.6	別表第9号 航行区域又は従業制限コード	9-30
9.3.7	別表第10号 局種コード及び無線設備の名称コード	9-30
9.3.8	別表第11号 局種コード	9-31
9.3.9	別表第14号 無線設備の種別コード	9-31
9.3.10	別表第16号 通信方式コード	9-32
9.3.11	別表第17号 低下させる方法コード、変調コード、発振コード 及び終段部の真空管又は半導体コード	9-33
9.3.12	別表第19号 空中線型式等のコード、偏波面コード 及び追尾の方式コード	9-35
9.4	小型船舶等の義務船舶局の搭載要件（総務省告示第562号）	9-36
9.5	無線従事者が操作又は監督を行うことができる範囲（施行令8条抜粋）	9-44
9.6	無線従事者資格の旧資格から新資格への移行状況	9-48
9.7	委任状の様式	9-49
9.8	各種届出書等の様式	9-50
9.8.1	無線従事者選解任届の様式	9-50
9.8.2	無線局工事落成届の様式（記載例）	9-54
9.8.3	無線局工事落成期限延長申請書（記載例）	9-55
9.8.4	無線局変更工事完了届（記載例）	9-56
9.8.5	旧免許状返納届（記載例）	9-57
9.8.6	無線局検査申込書（記載例）	9-58
9.8.7	定期検査延期願い（記載例）	9-59
9.8.8	無線局廃止届（記載例）	9-60
9.8.9	無線局免許状訂正申請書（記載例）	9-61
9.8.10	無線局免許状再交付申請書	9-62
9.9	各申請手続きのフローチャート	9-63

9.9.1	無線局免許申請手続き	9-63
9.9.2	無線局再免許申請手続き	9-64
9.9.3	無線局変更申請手続き	9-65
9.9.4	定期検査受検のフローチャート	9-66
9.10	申請に必要な識別信号等を取得する要領	9-67
9.10.1	海岸局の船舶局等識別番号の指定を受ける要領	9-67
9.10.2	ラジオ・ブイ及びセルコール・ブイ等の内示を受ける要領	9-69
9.11	その他の資料	9-70
9.11.1	船舶の用途項目及びコード表	9-70
9.11.2	船舶の用途コードの判断基準	9-73